

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務企画提案競技募集要領

1 目的

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）が改正され、市町が、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画（基盤法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）の策定を進めている。

市町、農業委員会等を対象に、担い手不在地域における地域の話合いの進め方等に関する研修会の開催や個別相談等による助言・指導を業務委託することで地域計画の策定を支援する。

2 業務概要

(1) 業務名

担い手不在地域における地域計画策定支援業務

(2) 業務内容

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務委託仕様書による。

(3) 契約

企画提案競技により選定した業者と業務委託契約を締結する。

なお、契約締結は令和6年7月上旬を予定している。

(4) 契約価格の限度額

3,600,000円（消費税・地方消費税含む）

3 応募要件・資格

次の(1)から(7)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 調査にあたって、豊富な知識・手段を有する者であること。
- (2) 十分な事業実施体制を有しており、迅速かつ具体的な打合せ及び連絡調整が行える者であること。
- (3) 地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知、（以下「実施要綱」という。））第2の(3)都道府県推進事業として実施するため、実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）に基づき適正に業務を執行できる者であること。
- (4) 他自治体等における農地の権利移動の話し合いのコーディネート等の類似業務の実績を2事例以上有する者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 静岡県暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定により、次のアからキのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 手続き等

(1) スケジュール（予定）

月 日	内 容
6 月 4 日	公告
6 月 13 日	参加表明書提出期限
6 月 19 日	企画提案書提出期限
6 月 24 日	企画提案競技
6 月 25 日以降	選定結果の伝達
7 月上旬	業務委託契約締結(単独随意契約)

なお、状況により変更する場合がある。

(2) 募集要項等の配布方法

静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課ホームページに掲載

(3) 問合せ先、書類提出先

静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課
〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-3298

FAX 054-221-3688

メール nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 質問の受付

この企画提案競技による選定について質問がある場合は「(様式第1号) 質疑書」を作成し、上記4(3)問合せ先へメールで送付すること。また、メール送信後には送信した旨を電話で(3)の問い合わせ先の担当者に連絡すること。

質問書提出時の電子メールは、タイトルを「担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務提案募集に係る質問書」とし、本文に担当窓口の部署、担当者名、連絡先等を併記すること。

質問の受付期間は令和6年6月4日(火)から6月7日(金)午後5時までとし、質問者及びその時点で参加表明書を提出した者にメールで回答する(回答には2営業日程度を要する)。なお、6月10日(月)以降に、全ての質問に対する回答を参加表明者全員に改めてメールで送付する。

(5) 参加表明書の提出

この企画提案競技に参加する場合は「(様式第2号) 参加表明書」を作成し、令和6年6月13日(木)午後5時までに上記4(3)書類提出先へメールで提出すること。併せて、他自治体における類似業務の実績がわかる資料を添付すること。

(6) 企画提案書の提出

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務提案書等作成要領により提案書及びその他の提出書類を作成し、令和6年6月19日(水)午後5時までに上記4(3)書類提出先へ提出すること。

提出は、直接持参又は郵送(郵送の場合は書留など発送・配達の確認できる方法によること)。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。

5 審査

(1) 書面審査

この企画提案競技への参加表明者が多数(概ね5者以上)となった場合、事前審査として、提出された企画提案書に基づく書面審査を行い、企画提案競技に参加する者を選定する。書面審査は静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課で行う。方法は担い手不在地域における地域計画策定支援業務企画提案競技審査要領による。

(2) 企画提案競技

ア 日時

令和6年6月24日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所

静岡県産業経済会館 3階 第3会議室(葵区追手町44-1)

ウ 方法

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務企画提案競技審査要領による

※詳細は、書面審査通過者に別途連絡する

(3) 結果発表

メール及び文書で通知する

(4) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

6 その他

(1) 募集に係る説明会は開催しない。

(2) 企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。

(4) 企画採用後、企画案を変更する場合がある。

(5) 審査結果に関する疑義は一切受け付けない。

質 疑 書

令和6年 月 日

静岡県知事 様

所在地
会社名
代表者

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務企画提案競技について、次の項目を質問します。

番号	質疑事項	回 答

担当者名 :
電 話 :
E-Mail :

参加表明書

令和6年 月 日

静岡県知事 様

所在地
会社名
代表者

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務企画提案競技への参加
について

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務企画提案競技へ参加したいので、参加
表明書を提出します。

なお、応募要件・資格をすべて満たすこと及び提出書類の内容について事実と相違ないこ
とを誓約します。

以下、どちらかにチェックを入れる

- パートナiership構築宣言企業として登録している
- パートナiership構築宣言企業として登録していない

担当課名
担当者名
電 話
F A X
E-M a i l